

保護具着用管理責任者教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

令和4年5月31日に令和4年厚生労働省令第91号が公布され、労働安全衛生規則第12条の6「保護具着用管理責任者」制度が新設されました。

令和6年4月から、化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任等が義務化されました。

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」（同規則第12条の6第2項関係）として、労働衛生コンサルタントや第1種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、各作業主任者等の者から選任していただくか、選任できない場合には、通達（令和4年12月26日付け基安化発1226第1号）で定めるカリキュラムによった「保護具着用管理責任者教育」を修了した者から選任しなければならないこととされました。

また、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」として、同責任者に選任された者についても、同教育を受講することが望ましいとされています。

本教育は、「保護具着用管理責任者」を養成するための教育となります。

つきましては、「保護具着用管理責任者」養成教育を下記のとおり開催いたしますので、是非この機会に受講していただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日 時 **令和8年8月26日（水）** 9時00分～17時00分
(受付開始8時45分から)

2. 会 場 **栃木商工会議所(栃木市片柳町 2-1-46)**

3. 受 講 料 **15,950円** (非会員事業所 19,250円)

内訳 講習料 14,300円・テキスト代 1,650円 (税込み)

* 協会の会員以外の方には、会員外手数料¥3,300が加算されます。

* 受講料は、講習終了後請求書をお渡しますので、お振込をお願いします。

* 講習日当日の、キャンセルについては受講料の50%をご請求いたします。

4. 申込締切 **令和8年8月17日（月）**

定 員 **60名** (定員になり次第締切りいたします。)

5. 申 込 先 **一般社団法人栃木労働基準協会**

〒328-0075 栃木市沼和田町 20-25 Tel0282-24-7758・Fax0282-25-3268

Email : jigyotochikikyoo.or.jp

* FAX 又は Email 等でお申込みいただければ、受講票を送付いたします。

6. そ の 他
- ① 受講資格なし。
 - ② 全科目を受講された方には、修了証を交付いたします。
 - ③ 車でお越しの際は、会館の道路を挟んだ北側駐車場をご利用下さい。
 - ④ 受付開始時間前の会場への入場はご遠慮ください。
 - ⑤ 昼食は各自ご準備下さい。(外出可)

7. 研修内容 下記のとおり

学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	0.5 時間
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3 時間
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1 時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5 時間
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1 時間

保護具着用管理責任者教育申込書
(令和8年8月26日)

事業場名		
所在地	〒(-) Tel - - Fax - -	
担当者氏名		
受付No. (記入不要)	氏 名	生年月日 (西暦)
備 考		

上記のとおり受講を申し込みます。

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会 会長 殿

- ※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。
- ※ 請求書は講習終了後お渡しいたします。なお、当日、現金でのお支払いはご遠慮ください。
- ※ 申込書記載の個人情報は、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

F A X : 0 2 8 2 - 2 5 - 3 2 6 8

Eメール : jigyo@tochikikyo.or.jp